

「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業」 募集要項

徳島県では、保育士の離職防止を図るため、保育所を利用している未就学児を持ち、かつ保育所等における勤務時間帯の都合等から子どもの預かり支援に関する事業を利用している保育士に対し、未就学児における子どもの預かり支援事業利用料金の一部を貸し付けます。貸付は、無利子です。

また、貸付決定を受けた日から2年間の就労継続など一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還が免除になります。

対 象 者	保育所等に雇用されている保育士であって、次の要件を満たす方。 ①未就学児を持ち、保育所等を利用している者。 ②保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者。
貸 付 額	年額123,000円以内 ※ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額。
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した場合は延滞利子が発生）
支 払 方 法	年2回に分けて支払い（申請時の指定口座へ振込み）
返 還 免 除 条 件	貸付決定を受けた日から2年の間、引き続き、児童の保護等の業務に従事したとき。（その他にも、返還の一部免除を受けられることがあります。）
提 出 書 類	預かり支援事業利用料金貸付申請書（第1－4号様式）に次の書類を添付 ・住民票（世帯の全部） ・市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票 ・保育士証の写し ・子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類 ・保育所等における勤務の時間帯が記載された書類（雇用契約等） ・子どもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類（料金表等） ・個人情報の同意書
提 出 先 問 い 合 わ せ 先	〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：088-625-2040 ファクシミリ：088-656-1173
そ の 他	・申込は随時受付けています。ただし、貸付枠の上限に達した場合は申請をお断りする場合があります。